

月額自己負担上限額について

世帯の所得の状況等	市町村民税額等の状況	自己負担上限額(外来+入院+薬代)		
		一般	※ 重症	※※ 人工呼吸器等装着者
生活保護世帯の方		0	0	0
先天性血液凝固因子障害の方		0	0	0
世帯の所得が市町村民税非課税(均等割・所得割とも)	申請者(保護者) 年収～80万円	1,250	1,250	500
	申請者(保護者) 年収80万円超	2,500	2,500	
世帯の所得が市町村民税課税	市町村民税額(所得割) 7.1万円未満	5,000	2,500	
	市町村民税額(所得割) 7.1万円～25.1万円未満	10,000	5,000	
	市町村民税額(所得割) 25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費		2分の1自己負担		

※「重症」とは、①重症患者基準に適合する者、②高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、のいずれかに該当。

※※医学的に一日中人工呼吸器を装着することが必要な方、対外式補助人工心臓を装着している方。